

**【注射用カリウム製剤】**

いやくひんとう ながまゑ いっぽんめい 医薬品等の名前(一般名)	ちゅうしゃよう せいざい 注射用カリウム製剤
しんりょうか 診療科	すべてのしんりょうか (しゅうちゅうちりょうぶもん しゅじゆつしつ) すべての診療科 (集中治療部門・手術室)
ぶんるい 分類	てきおうがいしりょう 適応外使用
しりょう もくてき 使用の目的	てんぶぶんしよ きさいの のうど (1L あたり 40mEq) でちりょうがむづかしいてい けつしりょう 添付文書に記載の濃度 (1L あたり 40mEq) で治療が難しい低カリウム血症の ちりょう もくてき 治療を目的として使用します。
つか かた 使い方	げんじゅう 嚴重にモニタリングしながら、シリンジポンプまたは輸液ポンプを用いてひつようおう 必要に応じたよ り高い濃度 (1mL あたり 0.5mEq以下) で使用します。
しりょうにん び 承認日	れいわ ねん がつ にち 令和5年3月30日
いやくひんふくきりょうひがいきゅうさいせいど 医薬品副作用被害救済制度	やくざい てきおうがいしりょう いやくひんふくきりょうひがいきゅうさいせいど たいしりょうがい 薬剤の適応外使用は、医薬品副作用被害救済制度の対象外となることがありま す。どくりつぎょうせいほうじん いやくひんいりりょうき きさうごうきこう 独立行政法人医薬品医療機器総合機構のサイトで確認できます。 <a href="https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0011.html">https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0011.html</a>

個々の承認内容について詳しくお知りになりたい場合や拒否されたい場合は、おかけの診療科・医師にご相談ください。

**【添付文書について】**

医薬品および医療機器は、法律（医薬品医療機器等法）に基づいて厚生労働省で承認された用法で使用することが求められています。この定められた用法などを記載したものは添付文書といわれます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療用医薬品情報検索サイトで確認できます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>